

資料 1

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

1 平成27年度国土利用計画審議会(平成28年1月29日)以降の変更状況(復興整備協議会案件分)

五地域区分	H27国土審における 変更後の計画		H28.2.24開催	H28.7.28開催					合計 面積 (ha)	現行計画 (H29.1.31現在)	
			H28.2.25公表	H28.7.28公表						面積 (ha)	割合 (%)
	面積 (ha)	割合 (%)	山田町 面積 (ha)	陸前高田市 面積 (ha)							
都市地域(a)	236,812	15.5	0	0					0	236,812	15.5
農業地域(b)	746,972	48.9	0	0					0	746,972	48.9
森林地域(c)	1,174,580	76.9	△ 1	2					1	1,174,581	76.9
自然公園地域(d)	72,011	4.7	0	0					0	72,011	4.7
自然保全地域(e)	4,956	0.3	0	0					0	4,956	0.3
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,235,331	146.3	△ 1	2					1	2,235,332	146.3
白地地域	8,343	0.5	1	0					1	8,344	0.5
県土面積	1,527,501	100.0								1,527,501	100.0

2 今回の五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画(案)	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	236,812	15.5%	7,535	0	7,535	244,347	16.0%
農業地域(b)	746,972	48.9%	0	3	△ 3	746,969	48.9%
森林地域(c)	1,174,581	76.9%	0	38	△ 38	1,174,543	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	0	0	0	72,011	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,235,332	146.3%	7,535	41	7,494	2,242,826	146.8%
白地地域	8,344	0.5%	8	0	8	8,352	0.5%
県土面積	1,527,501	100.0%	0	0	0	1,527,501	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、平成27年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、平成29年1月31日現在の数値であること。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)					変更部分の地目現況 (ha)		変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
1	北上都市地域 (14-11,12)	北上市	7,535		農 森	6,748 3,374	農用 保安 民林	1,892 114 3,306		農用地 森林 原野 水面等 道路 宅地 その他	2,500 3,613 189 65 249 107 812	岩崎新田地区、横川目地区及び河東地区の一部は、豊かな田園や里山が広がっているが、将来的に商業施設やレジャー施設、廃棄物処理施設などの散発的な立地が進む可能性があり、土地利用の規制・誘導などの対策が必要であることから、総合的な整備、開発及び保全を行うため、都市計画区域に編入しようとするもの。	北上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(平成29年3月予定)	東北地方整備局 H28.10.20 事前協議 H29.2.17 協議予定
2	盛岡農業地域 (14-5)	盛岡市 (高松)		3	都	3	調整	3		宅地 道路	2 1	旧盛岡競馬場跡地利用計画の中で、保健福祉ゾーンとして土地利用を図ることとしているが、既存施設に加え新たな施設の整備計画が明らかになったことから、周辺地域と一体的な市街地を形成するために市街化区域に編入するものであり、それに伴い、農業振興地域を縮小するもの。	盛岡広域都市計画区域区分の変更(平成29年3月下旬告示予定)	東北地方整備局 H28.10.20 事前協議 H29.2.17 協議予定
3	宮古森林地域 (14-8)	宮古市 (区界)		2	農	2	農用	2		宅地	2	林地開発(バイオマス発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(H28)	H27.7.13 林地開発許可 H27.12.2 完了
4	宮古森林地域 (14-9)	宮古市 (千徳)		3	都	3	用途	3		宅地	3	林地開発(災害ごみ置場)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(H28)	H23.6.1 林地開発了承 H28.9.2 完了
5	花巻森林地域 (14-8)	花巻市 (矢沢)		2	農	2				農用地	2	林地開発(草地造成)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H24.8.7 林地開発許可 H27.11.17 完了
6	遠野森林地域 (14-9)	遠野市 (附馬牛)		2	農	2	農用	1		農用地	2	林地開発(農用地造成)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H27.7.7 林地開発了承 H28.8.5 完了
7	遠野森林地域 (14-12)	遠野市 (青笹)		4	農	4	農用	2		宅地	4	林地開発(工場用地)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H11.11.17 林地開発了承 H28.6.10 完了
8	一関森林地域 (14-14)	一関市 (藤沢町)		4	農	4				宅地	4	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H27.3.20 林地開発許可 H27.7.17 完了
9	一関森林地域 (14-14)	一関市 (室根町)		2					2	宅地	2	林地開発(養鶏場)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H27.12.15 林地開発許可 H28.7.8 完了

10	八幡平森林地域 (14-5)	八幡平市 (大更)		3	農	3			宅地	3	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(H30)	H28.2.19 林地開発許可 H28.6.22 完了
11	奥州森林地域 (14-11)	奥州市 (胆沢区)		2	農	2	農用	2	宅地	2	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H27.11.20 林地開発許可 H28.2.3 完了
12	岩手森林地域 (14-5)	岩手町 (川口)		2	農	2			農用地	2	林地開発(畑地造成)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川上流森林計画の樹立(H32)	H27.8.21 林地開発許可 H28.6.8 完了
13	金ヶ崎森林地域 (14-11)	金ヶ崎町 (三ヶ尻)		1	農	1			宅地	1	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H29)	H26.4.17 林地開発許可 H27.10.30 完了
14	岩泉森林地域 (14-6)	岩泉町 (釜津田)		6				6	道路	6	林地開発(林道)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(H28)	H21.2.24 林地開発了承 H28.5.20 完了
15	洋野森林地域 (14-3)	洋野町 (種市)		5	農	5			宅地	5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(H28)	H28.2.12 林地開発許可 H28.7.28 完了
合 計			7,535	41									

【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

3 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
平成28年11月	○国土交通省事前調整開始 (11/22) ○市町村意見聴取開始 (11/22)			○市町村・森林管理局意見聴取		
平成28年12月	○国土交通省事前調整完了 (12/8) ○市町村意見聴取完了 (12/14)			○森林審議会(12/5) ○農林水産大臣協議 地域森林計画公表(12/26)		
平成29年1月						
平成29年2月	○国土利用計画審議会 (2/1) ○国土交通省本協議 (2月中旬～下旬)	○都市計画審議会(2/10) ○国土交通大臣協議(2月中旬)	○関係市町村協議(2月上旬)			
平成29年3月	○国土交通省本協議完了 (中旬) ○計画変更決定、県報告示 (下旬)	○都市計画決定・告示(3月下旬)	○農業振興地域変更告示(3月下旬)			
平成29年4月 以降						